

越 監 公 表 第 2 6 号

地方自治法第199条第14項の規定により、市長から令和5年（2023年）7月4日付け越監第78-1号の定期監査の結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和5年9月5日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 利根川 敏 彦

越谷市監査委員 畑 谷 茂

越谷市監査委員 清 田 巳喜男

## 監査の結果に係る措置について

市長公室

### 【指摘事項】

#### <支出事務>

(1) 旅費の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあった。

職員に対し支給する旅費については、越谷市職員等の旅費に関する条例により、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することが規定されている。また、定期券保有区間分の旅費は減額調整を行う取扱いとされている。

職員への旅費の支給状況を確認したところ、以下の点が認められた。

- ① 最も経済的な経路の選択がされていなかったため過支給となっていたもの。  
(行政デジタル推進課)
- ② 庶務事務システムへの入力誤りがあったため支給金額に不足が生じていたもの。  
(人権・男女共同参画推進課)
- ③ 定期券保有区間の減額調整の方法を誤っていたため支給金額に不足が生じていたもの。  
(人権・男女共同参画推進課)

### 【措置等の内容】

#### ① (行政デジタル推進課)

本件については、用務先が2か所ある直行直帰の旅費申請における経路の選択において、往路と復路の経路をそれぞれの経路で最も経済的な経路を選択すべきところ、誤って往復で同じ経路を選択したことにより、復路の旅費が過支給となったものです。

過支給となった旅費については、速やかに修正手続きを行い、令和5年5月に精算を完了しました。

今後は、越谷市職員等の旅費に関する条例を再確認するとともに、旅費に関する事務処理手順等について職員に周知徹底を図り、管理職員による十分な確認を徹底することにより、再発防止に努めます。

#### ② ③ (人権・男女共同参画推進課)

本件については、庶務事務システムの起案者及び決裁関与者による申請内容の確認が不十分であったことから支給金額に不足が生じたものです。

不足となった旅費については、速やかに修正手続きを行い、令和5年5月に精算を完了しました。

今後は、越谷市職員等の旅費に関する条例を再確認するとともに、旅費に関する事務処理手順等について職員に周知徹底を図り、管理職員による十分な確認を徹底することにより、再発防止に努めます。